

(PDF 版・4の1のア) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学—— 教義学の形式的課題」

(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学—— 教義学の形式的課題」(103-116頁)

「一 教義学の形式的課題」

「聞く教会の機能としての教義学」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

教義学は、教える教会に対して、聖書の中に証しされた啓示の神の言葉を新しく聞くよう呼びかける。しかしそのことを教義学は、ただ、教義学の側でも、自分自身聞く教会の立場を取り、それであるから教義学自身、規準——聞く教会がそのようなものとして、その下に置かれているのを知っている規準——としての神の言葉に聞き従うことによつてなすことができる。(103頁)

この定式は、次のように理解することができる。

第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能(教會的な補助的奉仕)としての教会「**教義学は**、[あの「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」における、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を告白し証しし宣べ伝えて行く、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く] **教える教会に対して**、[「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している] **聖書の中に証しされた啓示の神の言葉を、新しく聞くよう呼びかける** [あの「神への愛」における、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として(聖書を媒介・反復することを通して)、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、新しく、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求めて行くことを呼びかける]。しかしそのことを[教会] **教義学は、ただ** [教会] **教義学の側**

でも、〔教える教会に対すると同じように〕自分自身〔前述したような仕方〕で聞く教会の立場を取り、それであるから〔教会〕教義学自身、規準〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕——聞く教会がそのようなものとして、その下に置かれているのを知っている規準——としての〔啓示ないし和解の实在〕そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉〔具体的には、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書における神の言葉〕に聞き従うことによってなすことができる。なお、「神への愛」、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」、「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）については、「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その1）〈イエス・キリストにおける神の自己啓示〉および〈その自己証明能力の総体的構造〉ならびに「くまことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会」および「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その4）〈神の言葉の三形態〉」を参照されたし。

「ローマ・カトリック神学の用語から由来している」「〈教える〉教会と〈聞く〉教会の間の区別」は、自然神学の段階で停滞と循環を繰り返す「ローマ・カトリック神学のところでなされている特別な解釈を度外視して用いるならば」、「有用なものであるだけでなく、また事柄に適った、聖書的にも根拠のある区別であって、〔具体的には、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方での教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学の奉仕の二重の規定を記述して行く上の前提となるのに適している」。先ず以て、われわれは、「ローマ・カトリック神学的な特別な解釈に対して」、そのローマ・カトリック神学的な「二つの概念の順序をひっくり返して」、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は先ず第一に、〔具体的には、あの「神への愛」における、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、〕特に〈聞く〉教会であり、それから初めて、そのような聞く教会としてまた〔あの「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」における〕〈教える〉教会でもあると主張する……。したがって、その第三の形態の神の言葉である「聞く教会」の一つの補助的機能としての教会「教義学」は、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）から言って、「先ず第一に」、聞く教会が「服させられている規準〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の〕神の言葉〔具体的には、第二の形態の神の言葉であ

る「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書〕の下〔下位〕に立っており、それであるから教義学自身何よりも先ず〔聖書を媒介・反復することを通して〕聞こうと試みなければならないということ、教義学の第一の課題は、教える教会としてのその第二の性質の中での教会を、〔聖書を媒介・反復することを通して、絶えず繰り返し、聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」において、「ただ単に基準であるだけでなく、また対象でもある」〕神の言葉を新たに聞くようにと呼びかけ、導くことから成り立っていなければならない。「ただこの順序と秩序の中でだけ、〔第三の形態の神の言葉である〕教会と〔起源的な第一の形態の〕神の言葉〔具体的には、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書〕との関係についてわれわれが学んだすべてのことによれば、〔区別を包括した単一性における〕聞く教会と教える教会の区別は遂行され、力を奮わしめることができる」。また、われわれは、「教える教会ということにおいても聞く教会ということにおいても、……互いに切り離された形でそれ自体まとまり、それぞれ取り換えることのできない役割を賦与された集団」として教会を理解する「ローマ・カトリック神学的な特別な解釈に対して」、「換言すればここには教皇の中で総括された司教団という形での教会の教職、それぞれ司祭へと聖別されることによって抜きん出た地位を持つようになる聖職者によって代表された教職、あちらでは教会の自余の成員すべてを含めた集団」として教会を理解する「ローマ・カトリック神学的な特別な解釈に対して」、「教会をその成員全体をひっくるめて、聞く教会として理解すると同時にまた教える教会として理解する」。したがって、「教授でないものも、牧師でないものも、彼らの教授や牧師の神学が悪しき神学でなく、良き神学であるということに対して、共同の責任を負っている」（『啓示・教会・神学』）、「教義学は、決して信仰と、その認識のより高い段階を意味しない。何故ならば、最も単純な福音の宣教も、それが神のみ心である時には〔それが、あの神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的な「存在的なく必然性〉」と主観的な「認識的なく必然性〉」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性〉」と主観的な「認識的なくラチオ性〉」に基づいたものである時には〕、最も制限されない意味で、真理の宣べ伝えであることができるし、最も単純な聞き手に対しても、この真理を完全な効力をもって、伝えてゆくことができるからである。教義学者は、信仰者としても、知識を持つ者としても、神がここでなし給うことに関しては、教会の誰か一人の会員よりも、よりよい状況にあるわけではない。教義学者とは、ただ単に教義学を専攻する大学教員や〔プロテスタントの牧師やローマ・カトリックの聖職者やキリスト教的〕著述家だけのことではなく、広く一般に、〔それぞれの時代において、その時代と現実に強いられたところでの、〕今日および昨日の教義学的問いによって突き当てられ動かされる者たちのことである」、というように言うことができる。したがってまた、「秘伝にあずかっ

る者と秘伝に預からない者、神学者と『俗人』、聖職者と『平信徒の会衆』の間の区別は、原則的な意義を持ってはいない」。したがってまた、「もしも『会衆』という概念でもって、そのような特権を与えられた、あるいはまた資格を剥奪された純然たる聞き手ということが理解されるならば、そのことは、『会衆』という概念を全く誤解していることになる……」。「聞き教えられること」とそれからそのことを通して「教える」ということは、区別を包括した単一性という全体において理解されなければならない。「まさに〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における教会〕教義学こそが、ここで両方に側に向かって本来あるべき姿に戻るよう呼びかけるものとして、キリストのからだの単一性へと呼びかけるものとして理解されなければならない……」。

前段で述べたところの第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学が発発するところの事実、また繰り返し戻ってくるところの事実は、教会の宣教の人間的言葉である」。その「その事実」は、「彼らは何らかの仕方では聖書を引き合いに出し、聖書と教会の中で力を奮っている聖書の注釈に何らかの仕方では与しつつ」、「また彼らが自分たちの聞き手と共に身を置いている外面的状況および精神的、歴史的状況の前提の下で、また彼ら自身の個人的な存在と意志、体験、認識の前提の下で」、その「限界の前提の下で」、「彼ら自身の内面的および外面的な生に関して指示と忠告を与えようとする試みを引き受けるといふこと……から成り立っている」。そして、「その事実の〈曖昧性〉」は、「聖書を引き合いに出すこと、聖書に与する仕方が、最も好都合な個人的および歴史的な前提の下でも、〔聖書を媒介・反復することを通して〕神の言葉を宣教する代わりに、ひどく人間的な邪道に導く逸脱ということが、そこで起こっている出来事全体の秘密であるという欺瞞に基づいており、事実そのような欺瞞でしかないということから成り立っている〔「そこで起こっている出来事全体の秘密であるという欺瞞」——例えば、それが自由主義国家であれ、法的政治的な近代主義国家であれ、議会制民主主義の国家であれ、修正資本主義の国家であれ、民族国家であれ、結局は国家共同性を第一義・価値とする国家主義的なそれではないにも拘らず、また世界が経済の世界性と戦争の元凶である民族国家の一国性を単位として動いているということを経験し自覚しないままに、また人間存在の総体性や世界をトータルに把握できる世界認識の方法を明確に提起しないままに、またその在り方自体が敗北の構造であったことを認識し自覚しないままに、その国家の枠組みに、その法的政策的な国家の言語の枠組みに包摂され尽くしたところの、換言すれば内容的に先ず以てあの聖書を媒介・反復することを通して「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環の責務を怠ったことへの罪責の告白を主調音としないところの、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す責務を怠ったことへの罪責の告

白を主調音としないところの、それからまた国家共同性から、その国家の言語から対象的になって距離を取っていないところ、日本基督教団の「歴史の主なる神の摂理」、「『世の光』『地の塩』である教会」、「まさに国を愛する故にこそ」、「キリスト者の良心的判断」という言葉が並べられた「第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白」や聖書の言葉を付け加えただけのような「戦後70年にあたって平和を求める祈り」のように——このような全く以て人間論的、人間学的領域における罪責告白をするならば、せめて教団指導層自らの戦争体験を思想化して、その敗北の構造を明確に提起すべきなのである。しかし、教団指導層は、信仰・神学・教会の宣教の領域においても、また人間論的、人間学的領域においても、その敗北の構造を明確に提起はしていないのである。一般化して曖昧化しているのである。後者の問題に引き寄せて言えば、教団指導層のその在り方の曖昧性は、「問題の定式化〔問題を明確に提起すること〕は、その問題の解決である」（『ユダヤ人問題によせて』）から、自らの、知識人の、大衆の、敗北の構造を明確に提起した吉本隆明の戦争体験の思想化の過程と比較衡量してみる時、明瞭となるのである。信仰・神学・教会の宣教の領域における、また人間論的、人間学的領域における、その曖昧性の温存とその下での停滞は、私や、われわれ日本基督教団に属するキリスト者一人一人の責任でもある。西欧の教会に属するバルトは、戦後一九四八年に次のように述べている——「六〇〇万人のユダヤ人が殺され……ありとあらゆる恐怖と困窮が人間を襲い、しかもすべてはちょうど風が……花の上を吹くように来て、また去って行った。……草や花は〔とんでもない過ちを犯したとして〕しばらく身を曲げる。しかし風が静まれば、また身を起こす。……ある近代劇〔自然神学そのものとしての、自然的な信仰・神学・教会の宣教そのものとしての、近代的な人間中心主義の信仰・神学・教会の宣教の劇〕が『私たちはまた逃げおおせた』という言葉でこれを言い直しているように」（E・ブッシュ『バルト神学入門』）、第二次世界大戦後において「私は教会のなかに、破滅に急ぎつつあった一九三三年当時と同じ構造、党派、支配的傾向を見出した」・「公然たる信条主義や教権主義、およびいろいろ賑やかな姿で現われている典礼主義への興味によってよびおこされた関心を見出した」・「私は、前よりももっと明瞭に人間——キリスト者もまた、そしてキリスト者こそ！——がもともと頑なであり、容易に悔改めに導かれえないということを認識したのである」（『バルト自伝』）。したがって、「教会の宣教の人間の言葉がもはや曖昧なものでなく、むしろ一義的に明瞭に純粋な教えであるということ〔すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶

えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」において純粋な教えであるということ〕、〔それ故に、その意味で〕……それがまさに神の言葉として語られ・聞くということ——この目標に向かって〔教会の宣教における教会的な補助的奉仕としての〕教義学的作業は向けられている」。しかし、「それと逆に、教会史は、聖書に対する関係が結局欺瞞に基づいており、欺瞞から成り立っている教会の宣教を通して邪道に導かれるということが、終始印象的に生き生きとした教会の生、説教者の印象深い真面目な敬虔さと結びついており、それであるからあの事実の曖昧性を事情によってはさらに増し加えることになるという事実を示す事例に富んでいる」。

「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める第三の形態の神の言葉である「**教会の宣教……の事実**は、**神の言葉と同一であるであろう、あるいは**〔それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕**神の言葉は、教会の宣教の事実と同一であるであろう**」という「**実にこの〈約束〉こそが、あの事実の曖昧性を耐えられないものにし、教会の宣教が誤り、邪道に導くことがあり得るであろうという可能性を恐ろしいものにし、**〔聖書を媒介・反復することを通して、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」における〕**純粋な教えの〈明瞭さ〉を求めてやまないところのものである**」——「**この約束こそ**」が、全く人間的な「教会の宣教の事実そのものを〔全く人間的な〕それ自身からして、それ自身の中で、換言すればすべてのそのほかのところではなされている人間的な告げ知らせとの関連性からして、その関連性の中で、そもそも人間の歴史的な本質からして、歴史的な本質の中で理解し、出来れば〔全く人間的な〕教会の宣教に内在する法則からして判断し、正そうとすることが問題であるところのシュライエルマッヘルの意味での信仰論〔人間論的な自然的人間を対象とする「人間論的な方法」での信仰論〕でもって満足することを〔シュライエルマッヘルの「人間論的な方法」での信仰論を首肯することを〕**われわれに許さないところのものである**」、まさにこの「**約束こそ**」が、この「**約束に基づいて、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教は、〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕**

神の永遠の言葉としてのイエス・キリストと、またイエス・キリストについての預言者的——使徒的証言〔第二の形態の神の言葉である聖書〕と同じ系列に立つようになるということ〔それらと「等置したり、同一視したりする」ことができるということ〕、それであるから〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教の事実は、神が語り給うたし、語り給うし、語り給うであろうということ〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕と……近い関係に立っている〔そのことと「等置したり、同一視したりする」ことができる〕と見て取ることを「われわれに許さないところのものである」。したがって、バルトは、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学は、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身に、また第二の形態の神の言葉である聖書に先行することはできないのであるから、また第三の形態の神の言葉である教会（そのすべての成員）は起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身と直接的・無媒介的に関係することはできないのであるから、先行する第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通してところの、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身と第三の形態の神の言葉である教会（そのすべての成員）との媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）のことを、「まことの直接性」、「まことの関係性」と述べている。このような訳で、「今や〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学は、あの曖昧な事実の<批判>として必然的となる」。その「批判に際しては、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教の中で〔純粋な教えとしてのキリストにあっての〕神について〔終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している聖書を媒介・反復することを通して、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、〕<よりよく>語られるということが問題である」。